

会 員 規 約

2025 年 4 月 21 日

第 1 条(名称)

本規約において、「本クラブ」は、「Medical fitness Re-turn」を指す。

第 2 条(運営)

本クラブの運営は医療法人優仁会が行う

第 3 条(目的)

本クラブは会員が施設を利用し、健康増進、心身の育成そして会員相互の親睦を深め、品位あるクラブライフを楽しむことを目的とする。

第 4 条(会員制度)

1. 本クラブは会員制とする。
2. 本クラブに入会を希望される方は、次条に定める会員資格を満たしている必要があり、かつ本規約及び本クラブが定める各規則・ルール等（以下、総称して「本規約等」という）に同意した上で、第 7 条に定める入会手続きをしなければならない。当該入会手続きにより本クラブの承認を得た者を、本規約において「会員」と称し、当該承認により本クラブと当該会員との間で本クラブの利用契約（以下「利用契約」という）が成立する。利用契約の内容は本規約等及び当該入会手続きにおける入会申込により構成されるものとし、本規約等と入会申込の内容が異なる場合は、本規約等の内容を優先して適用する。

第 5 条(会員資格)

本クラブの会員資格は以下のとおりとし、その項目全てに該当する方が本クラブに入会できるものとする。なお、本クラブはその自由な裁量により、会員の入会申込みを承認または承認しないことができ、その理由を示す必要はないものとする。

- ① 年齢 6 歳以上の方で、本クラブの趣旨に賛同し、本規約への同意書を提出した方。
- ② 本規約等を遵守する方。
- ③ 暴力団、準暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等若しくはこれらに準ずる者、その構成員若しくは構成員でなくなったときから 5 年を経過しない者（以下、総称して「反社会的勢力」という）またはそれらの関係者でない方。
- ④ 本クラブに対し、著しい迷惑を及ぼす言動をしたことがない方。
- ⑤ 本クラブに対し、暴力的要求行為または合理的範囲を超える負担の要求をしたことがない方。

- ⑥ 医師等に運動をすることが禁じられておらず、本クラブの利用に支障がないと申告された方。
- ⑦ 他人に伝染・感染する恐れのある疾病を有しない方。
- ⑧ 会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある方。

第6条(未成年者の取扱い)

未成年者で会員になろうとする者は、本クラブ所定の申込フォームに本人とその親権者が連署して申し込むものとする。この場合、親権者は自ら会員になった場合と同様の責任を本人と連帯して負うものとする。

第7条(入会手続)

本クラブへの入会を希望する者は、本クラブ所定の入会フォームより申し込み手続を行い、本クラブの承認を得た上で所定の入会金及び月会費を本クラブに支払うものとする。入会日は申込日が属する月の1日とみなす。ただし、申込日が当該月の15日以降の場合、当該月の月会費は半額とし、1日～14日までの申込者については、月会費全額を請求するものとする。初回入会時に限り、2カ月分の月会費を合算して請求し、入会日より正会員として施設を利用できるものとする。

第8条(会員種類)

本クラブは、別途会員種類を定める。

第9条(ウェルネス・バンド)

1. 本クラブは会員に対して本クラブで利用できるウェアラブル端末であるウェルネス・バンドを発行するものとする。
2. 会員は本施設を利用する際に、ウェルネス・バンドを呈示しなければならないものとする。ウェルネス・バンドは会員本人のみの使用とする。
3. 会員はウェルネス・バンドを紛失または破損した場合には直ちに所定の手続きを行い、本クラブに再発行を申請するものとする。なお、再発行については再発行手数料として、2,000円(税込)を本クラブに支払うものとする。

第10条(入会金)

会員は入会に際し別途本クラブが定める入会金を支払うものとする。

入会金は理由を問わずこれを返還しないものとする。また、入会金は在籍期間のみ有効とし、本クラブ退会後、再入会をする場合には新たに入会金を支払う必要があるものとする。

第11条(月会費)

1. 会員は所定の月会費を、預金口座振替またはクレジットカードにより本クラブが指定する日までに支払うものとする。振込手数料等の手数料が発生する場合は会員の負担とする。
2. 本クラブは一旦納入した月会費を、理由を問わず返還しないものとする。
3. 会員は利用契約が退会等により終了しない限り、現実には本施設を利用しない場合も月会費の支払い義務が発生するものとする。

第 12 条(利用料)

1. 会員は所定の検査費用その他オプションメニュー等の利用料を預金口座振替またはクレジットカード払いにて本クラブが指定する日までに支払うものとする。ただし、本クラブが指定する場合には、現金またはクレジットカードでの窓口払いをするものとする。
2. 本クラブは一旦納入した利用料を、理由を問わず返還しないものとする。

第 13 条(入会金、月会費、利用料等の変更)

本クラブは入会金、月会費、利用料等を経済情勢の変動または税制改正等の社会情勢の変化、本クラブの状況等その他の諸事情により変更することができるものとする。なお、入会金、月会費、利用料等を変更する時には、原則として改定日の 1 ヶ月前までにその内容を本クラブの所定の場所に掲示し、または本クラブホームページにて会員に告知するものとする。

第 14 条(会員種類の変更)

1. 会員は変更希望月の前月の 10 日(10 日が休館日の場合は前営業日)までに所定の届出フォームにて本クラブに届けることにより会員種類の変更ができるものとする。
2. 会員種類の変更は届出フォーム署名後の翌月 1 日より有効とする。
3. 会員は、月会費等の未納金がある場合には、これを完納しなければ会員種類の変更ができず、またその他本クラブが不適切と判断する場合には会員種類の変更ができないものとする。

第 15 条(除名)

本クラブは、会員が次の各事項のいずれかに該当するまたは該当するおそれがあると判断した場合は、何ら催告・通知を要することなく、該当会員をただちに本クラブから除名することができる。また、次の各事項のいずれかについて該当する疑いが見受けられ、本クラブの担当者が当該会員との面談を求めた場合、当該会員は面談の要請に従うとともに、当該判断について異議なく従うものとする。ただし、除名された場合にも、会員は月会費その他の未納金がある場合それらを支払う責任を負い、本クラブはこれらを請求す

る権利を有するものとする。

- ① 本クラブの名誉を毀損し、他の会員に対する著しい迷惑行為があったとき。
- ② 反社会的勢力またはその関係者にあたることが判明したとき。
- ③ 本規約等に違反したとき。
- ④ 本クラブの定める月会費その他の費用の支払いを3ヶ月分以上滞納したとき(会員は、除名(利用契約の終了)以前の月会費その他の費用を本施設を利用しない場合も全て支払わなければならない)。
- ⑤ 故意、過失に関わらず本施設、設備機器等を破損したとき(本クラブ指導の下での通常利用では破損のおそれはありません)。
- ⑥ 本施設内において営利、非営利目的を問わず売買行為を行ったとき(営業行為も含む)。
- ⑦ 会員としてふさわしくない健康状態であることが判明したとき。
- ⑧ 入会または利用に際して虚偽の申告を行ったとき、または第5条に定める会員資格に適さない状況になったとき。
- ⑨ 会員本人が失踪等したとき。
- ⑩ 第20条第3項に該当したとき。
- ⑪ その他、社会通念に照らし、会員としてふさわしくないとき。

第16条(会員資格喪失)

会員は次の場合、会員資格を喪失するものとし、その場合利用契約は事由発生時点をもって終了する。

1. 会員が本クラブを退会したとき。
2. 会員が死亡したとき。
3. 会員が前条の定めに基づき除名されたとき。

第17条(責任事項)

1. 会員は自己の責任において本施設を利用し、本クラブの責に帰さない事由により会員が受けた損害に対して、本クラブはその損害賠償の責任を負わないものとする。
2. 本クラブは会員の本施設の利用に際して生じた盗難、紛失については、本クラブの故意または過失がない限り、一切損害賠償の責任を負わないものとする。
3. 会員は本施設利用中に自己の責に帰すべき事由により本クラブまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償の責任を負うものとする。会員以外の本施設利用者についても同様とする。

第18条(施設賠償責任)

会員は故意、過失に関わらず次の各事項のいずれかに該当した場合は実費にて賠償するものとする。

- ① 本施設・機器を破損したときまたは機器・備品を持ち出す行為があったとき(本クラブ指導の下での通常利用では破損のおそれはありません)。
- ② 更衣室ロッカーの鍵を紛失したとき。

第 19 条(届出の義務)

会員は住所、連絡先及びその他入会申込者記載事項に変更があった場合は、速やかに本クラブ所定の届出フォームにて本クラブに届出るものとする。

第 20 条(本施設の利用制限)

1. 本クラブは諸行事またはその他本クラブが必要と認めた場合には、本施設の一部または全部の利用を制限することができるものとする。
2. 本クラブが必要と認めた場合には、会員予約・利用時間を制限することができるものとする。
3. 本クラブは次の事項に該当する方の本施設の利用を禁止する。
 - ① 伝染・感染する恐れのある疾病を有する方。
 - ② 健康状態を害しており、運動することが好ましくないと判断される方。
 - ③ 一時的な筋肉の痙攣や、意識の消失などの症状を招く疾病を有する方。
 - ④ 許可なく本施設内を撮影する方。
 - ⑤ 他の会員等や本クラブスタッフ等を殴打したり、身体を押ししたり、拘束する等の暴力行為をする方。
 - ⑥ 大声、奇声を発する行為や他の会員等または本クラブスタッフ等の行く手を塞ぐ行為等の威嚇行為または迷惑行為をする方。
 - ⑦ 物を投げる、壊す、叩く等他の会員等や本クラブスタッフ等が恐怖を感じる危険な行為をする方。
 - ⑧ 本施設の器具・備品の本クラブからの持ち出しをする方。
 - ⑨ 飲酒等により正常な施設利用ができないと認められる方。
 - ⑩ 痴漢、覗き、唾を吐く、露出、指定した場所以外での排せつ行為、公序良俗に反する行為をする方。
 - ⑪ 本施設内に落書きや造作をする方。
 - ⑫ 刃物・火薬・薬品など危険物を館内に持ち込む方。
 - ⑬ 他人へのストーカー行為をする方。
 - ⑭ 正当な理由無く、面談、電話、その他の方法で本クラブスタッフ等に迷惑を及ぼす方。
 - ⑮ 他人の施設利用を妨げる行為をする方。
 - ⑯ 物品販売や営業行為、金銭の授受・貸借、勧誘行為、政治活動、署名行為等の行為をする方。
 - ⑰ 本クラブスタッフに対する本クラブ以外の他社への就職あっせんや引き抜き行為をす

る方。

- ⑱ 医師等により運動を禁じられている方。
 - ⑲ 保護者の同伴または保護者の承諾がない未成年者。
 - ⑳ 高額な金銭、物の本クラブ施設内への持ち込みをする方。
 - ㉑ 本クラブの許可なく本施設内の設備や特定のエリア等を特定の個人またはグループで長時間占有する方。
 - ㉒ 会員としてふさわしくない健康状態と本クラブが判断した方。
 - ㉓ その他、本規約等に違反する方。
 - ㉔ その他、本クラブが会員としてふさわしくないと合理的に認める方。
4. 本クラブは心疾患、高血圧症、糖尿病等既往症のある方の本施設の利用に際し、医師等による診断書、本クラブ所定の承諾書等の提出を求めることができるものとする。
 5. 本クラブは、本クラブが定める年齢に達しない者（6歳未満）の施設の利用を禁止することができるものとする。

第21条(諸規則の遵守)

1. 会員は本施設の利用にあたり本規約等を遵守しなければならない。
2. 会員は本施設の利用にあたり、本クラブスタッフの指示に従わなければならない。
3. 会員は本施設の利用にあたり、施設内の秩序を乱す行為をしてはならない。

第22条(店舗の休業)

1. 本クラブは次の事由により本施設の一部または全部を休業することができるものとする。
 - ① 天災、地変等の不時の災害その他により店舗の営業が適切でないと認められるとき。
 - ② 施設の点検、補修または改修を行うとき。
 - ③ 法令の制定、改廃、行政指導、疫病の蔓延・流行及び当該蔓延・流行に伴う公権力による命令・自粛要請等があった場合、社会経済情勢の著しい変化、その他休業を必要とすべき事由が発生したとき。
2. 本クラブは夏季、年末年始その他休業が必要と認めるときに定休日を設けることができるものとする。

第23条(店舗の閉鎖)

本クラブは天災地変・法令の改定改廃・行政指導・社会情勢・経済情勢の著しい変化やその他やむを得ない事由が生じた場合、または経営上必要があると本クラブが認めるときは、本クラブ・本施設及びその運営並びに会員種類の一部または全部を終了・廃止・閉鎖、変更またはその利用を制限することができるものとする。

第 24 条(休会及び復会)

1. 会員は、長期の出張または、傷病などやむを得ない理由の場合で、休会期間が 3 ヶ月以上の場合に限り、休会することができる。休会期間は最長 12 か月とする。

① 会員が休会する場合は、本クラブに直接来店し、所定の届出フォームに署名をおこなうものとする。

② 休会する会員は、休会しようとする月の前月の 10 日(10 日が休館日の場合は前営業日)までに所定の届出フォームに署名し、予め休会期間を設定しなければならない。なお、本クラブはいかなる場合も、電話、ファクシミリ、メール等、所定の届出フォームへの署名以外による休会を受付けないものとする。

③ 会員は、休会期間中、月会費の支払いは免除される。

2. 復会は以下の方法にて行う。

① 休会届出時の休会期間が経過したときは自動的に復会となり、会員は所定の月会費を支払うものとする。

③ 休会届出時の休会期間満了前に復会しようとするときは、復会しようとする月の前月の 10 日(10 日が休館日の場合は前営業日)までに来店し、本クラブ所定の届出フォームに署名するものとし、復会月から月会費を支払うものとする。なお、本クラブはいかなる場合も電話、ファクシミリ、メール等、所定の届出フォームへの署名以外による復会を受付けないものとする。

第 25 条(退会)

1. 会員が、本クラブを退会しようとするときは、来店のうえ、本クラブ所定の退会届フォームへ署名しなければならない。

2. 会員が退会しようとするときは、退会しようとする月の前月の 10 日(10 日が休館日の場合は前営業日)までに本クラブ所定の退会届フォームへ署名しなければならない。なお、本クラブはいかなる場合も、電話、ファクシミリ、メール等、所定の退会届フォームへの署名以外の退会を受付けないものとする。

3. 会員は退会日が属する月までの月会費を支払うものとし、月会費の日割り精算はしないものとする。また、月会費その他の未納金がある場合には、会員はこれを完納して退会するものとする。

第 26 条 (会員の地位の譲渡・相続)

会員は、利用契約上の地位または利用契約に基づく権利若しくは義務の全部または一部につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分または貸与をすることはできない。

第 27 条(改定、変更、追加)

本規約等の改正、変更、追加は、以下のいずれかに該当する場合に、本クラブが必要に応じてこれを行うことができるものとし、その際、本クラブは変更をする旨、変更後の本規約等の内容及び変更の効力発生日を、効力発生日の前までに、本施設の所定の場所に一定期間掲示することにより会員に通知するものとする。変更後の効力は当該掲示をもって全ての会員に及ぶものとする。

- ① 本規約等の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
- ② 本規約の変更が、利用契約を締結した目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。

第 28 条(サービスの範囲)

本サービスは、診断行為、診療行為及び治療行為を提供するものではなく、医業を目的に行うものでもありません。

第 29 条(サービスについての免責)

登録した会員情報に基づき一般的な参考情報の提供を行い、診断行為、診療行為及び治療行為を提供するものではなく、医業を目的に行うものではありません。

第 30 条(附則)

本規約は 2025 年 4 月 21 日より施行する